

令和6年第3回（6月）定例会 議案参考資料

【単行議案】

- 議第44号 令和6年度宮津まちなか地域振興拠点施設（立体駐車場）長寿命化改修工事の請負契約について・・・1P
議第45号 宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・3P

議案参考資料
令和6年6月定例会

議第44号	令和6年度宮津まちなか地域振興拠点施設（立体駐車場）長寿命化改修工事の請負契約について	区分	その他				
【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】					
<p>◆提案の趣旨・目的 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第24号）第2条の規定により、次の契約について議会の議決を求めるもの。</p> <p>1 契約の目的 令和6年度宮津まちなか地域振興拠点施設（立体駐車場）長寿命化改修工事</p> <p>2 契約の方法 指名競争入札</p> <p>3 契約の金額 280,121,600円</p> <p>4 契約の相手方 宮津市字須津471番地の1 金下建設株式会社 代表取締役社長 金下 昌司</p> <p>5 工事期間 議決を得た日の翌日～令和7年3月26日</p>		<p>・H8：浜町立体駐車場の竣工</p> <p>・H26：浜町立体駐車場の取得（市営化）</p> <p>・R1：立体駐車場利用料金の改定</p> <p>・R2：立体駐車場の24時間化（4月）、まちなか地域振興拠点施設とし再編し、立体駐車場を除く施設を指定管理者が運営（8月）</p> <p>・R4：長寿命化対策のための劣化度調査及び実施設計</p> <p>・R5：長寿命化工事開始（1年目：外装ルーバー撤去、外壁塗装等）</p>					
<p>◆工事概要 平成8年の建設から27年が経過した立体駐車場（パーキングはままち）について、長寿命化対策を実施する。</p> <p>○整備内容 内装改修：壁・床クラック補修、壁・梁・鉄部塗装替え 駐車場内区画線、誘導サイン改修 建具改修：防火シャッター、防火戸取替 設備改修：LED照明器具取替、非常用照明・誘導灯取替 自動火災報知設備更新 等</p>		<p>【市民参加の状況】</p>					
<p>◆提案の根拠法令 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）（議会の議決に付すべき契約） 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。</p>		<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>・市街地中心部の「道の駅」機能の充実</p> <p>・利用者の安全性の確保と利便性向上</p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 330,000千円</p>					
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p> <table border="1" data-bbox="107 1137 1160 1313"> <tr> <td data-bbox="107 1137 338 1249">重点プロジェクト</td> <td data-bbox="338 1137 1160 1249">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 1249 338 1313">テーマ別戦略</td> <td data-bbox="338 1249 1160 1313">-</td> </tr> </table>		重点プロジェクト	-	テーマ別戦略	-	<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
重点プロジェクト	-						
テーマ別戦略	-						
<p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載 宮津市公共施設個別施設計画</p>		<p>担当課・係 商工観光課 商工係 (45-1663)</p>	<p>添付資料 ・工事概要書</p>				

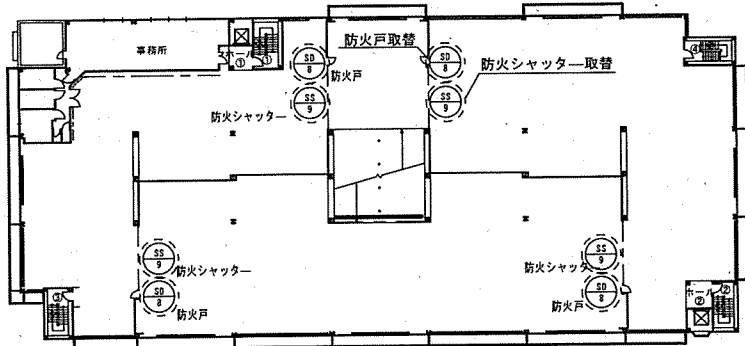
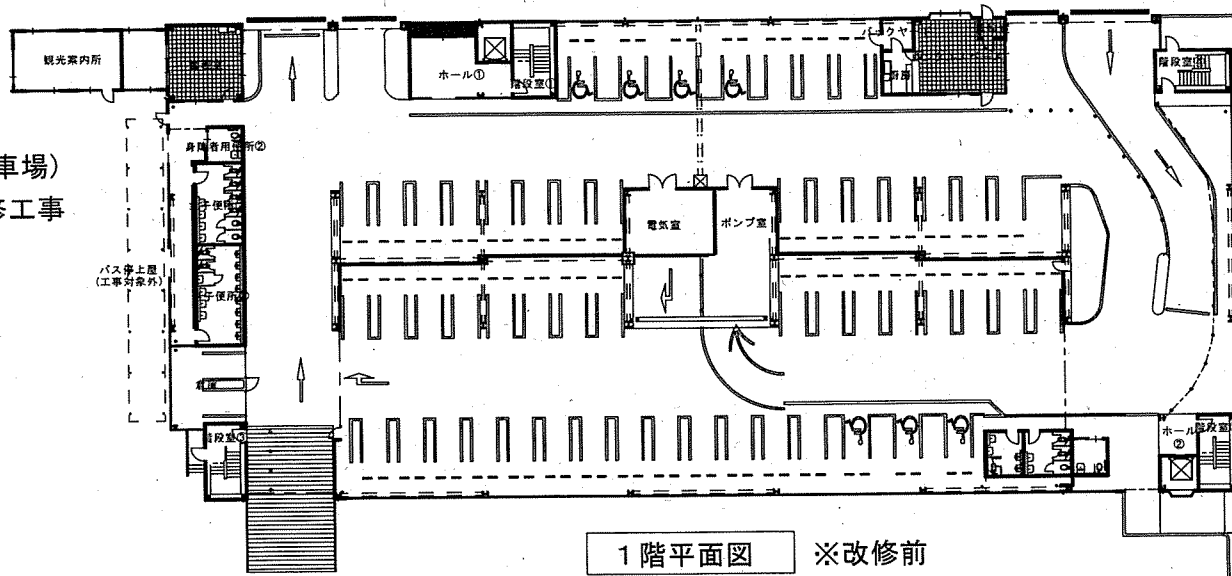
～ 工事概要書 ～

【工事名】

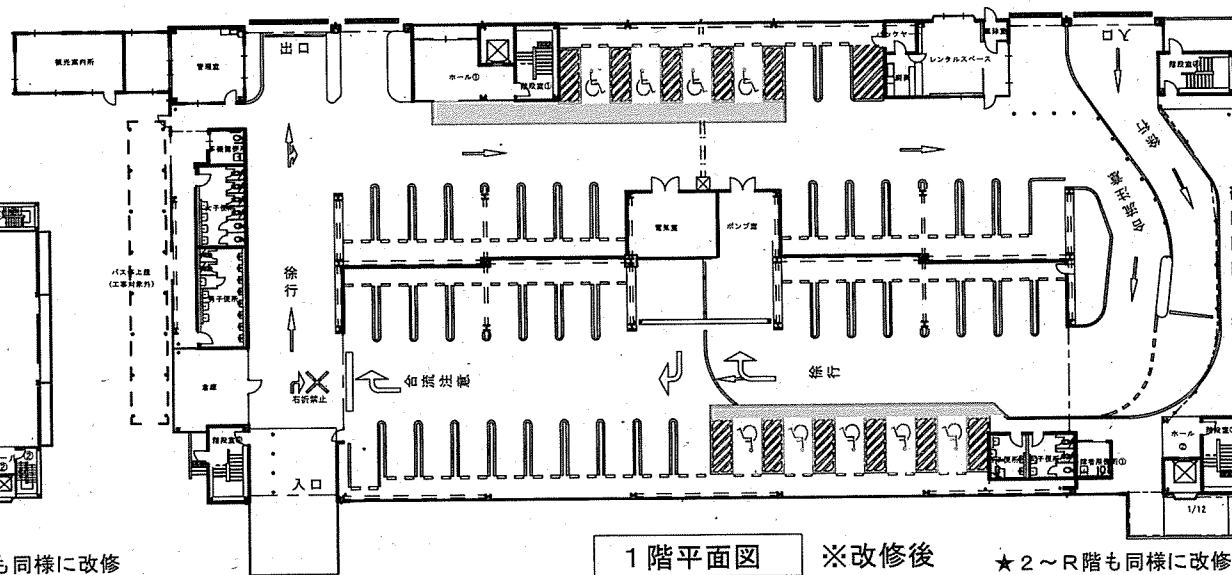
令和6年度 宮津まちなか地域振興拠点施設(立体駐車場)
長寿命化改修工事

【工事概要】

- 内装改修
 - ・ 壁、床クラック補修
 - ・ 壁、梁、鉄部（手すり等）塗装替え
 - ・ 駐車場内区画線・誘導サイン改修
- 建具改修
 - ・ 防火シャッター、防火戸取替
- 設備改修
 - ・ LED照明器具取替
 - ・ 非常用照明、誘導灯取替
 - ・ 自動火災報知設備更新 など



★1階、3～4階も同様に改修



★2～R階も同様に改修

議案参考資料
令和6年6月定例会

議第45号	宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正								
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 未来を担う人材を育成、確保するとともに、若者に「選ばれるまち」を推進するため、「未来を担う人財応援奨学金」の貸与対象者に大学在学中の者を追加するもの。</p> <p>◆提案の概要 ○奨学金の貸与対象者</p> <table border="1" data-bbox="197 501 1055 679"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 高等学校等卒業後、大学等に進学予定の者</td> <td>① 高等学校等卒業後、大学等に進学予定の者 ② <u>大学等に在学する者（大学院生を除く）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>◆施行日 公布の日</p> <p>◆参考 宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部改正 大学等を卒業後、都市部等で一旦就職するなどのキャリアアップに資する取り組み等を返還猶予の要件に加えることで、本市に居住した場合の奨学金の返還免除の対象を拡大する等の所要の改正を行う。 ○奨学金の返還猶予（主な要件）</p> <table border="1" data-bbox="197 984 1120 1139"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 大学院進学等（5年以内）</td> <td>① 大学院進学等（5年以内） ② <u>市外で就職、起業等、キャリアアップを行う場合（5年以内）</u></td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	① 高等学校等卒業後、大学等に進学予定の者	① 高等学校等卒業後、大学等に進学予定の者 ② <u>大学等に在学する者（大学院生を除く）</u>	改正前	改正後	① 大学院進学等（5年以内）	① 大学院進学等（5年以内） ② <u>市外で就職、起業等、キャリアアップを行う場合（5年以内）</u>	<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>R3.4 宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例の制定 宮津市未来を担う人財応援奨学金基金条例の制定 R5.4 宮津市子ども若者未来応援基金条例の制定（条例制定に伴い宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例を統合）</p> <p>【市民参加の状況】</p> <p>未来を担う人財応援奨学金貸与実績 R3: 3人 1,200千円 R4: 2人 900千円 R5: 7人 3,900千円</p> <p>【政策等の効果及び費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 未来を担う人材の育成、確保とふるさと宮津への愛着心の醸成 貸与対象者拡大によるUターンの機会創出、若者回帰率の向上 若者に選ばれるまちの好循環の創出 <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 : 10,500千円</p> <p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p> <p>担当課・係 移住定住・魅力発信課 移住定住促進係（45-1689）</p> <p>添付資料 ・新旧対照表</p>	
改正前	改正後										
① 高等学校等卒業後、大学等に進学予定の者	① 高等学校等卒業後、大学等に進学予定の者 ② <u>大学等に在学する者（大学院生を除く）</u>										
改正前	改正後										
① 大学院進学等（5年以内）	① 大学院進学等（5年以内） ② <u>市外で就職、起業等、キャリアアップを行う場合（5年以内）</u>										
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p>											
重点プロジェクト	若者が住みたいまちづくりプロジェクト										
テーマ別戦略	住みたい、住み続けたいまちづくり										
<p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p>											

宮津市未来を担う人財応援奨学金の貸与に関する条例（令和3年条例第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条（略）</p> <p><u>（貸与の対象及び方法）</u></p> <p>第2条 市長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校又は高等専門学校を卒業（卒業見込み及び高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を含む。）後、翌年度又は翌々年度に、同条に規定する大学又は同法第124条に規定する専修学校（以下「大学等」という。）に進学予定の者として市長が適当と認める者（本市の他の奨学金等の貸与を受ける者を除く。）に対し、予算の範囲内において、無利息で規則で定める額の奨学金を貸与することができる。</p>	<p>第1条（略）</p> <p><u>（貸与の資格及び額）</u></p> <p>第2条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) <u>本人又はその父母、祖父母その他の生計を一にする親族が市内に住所を有する者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）を卒業した者（高等学校等を卒業する見込みの者及び高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア <u>高等学校等を卒業した日から起算して2年を経過する日までに、法第1条に規定する大学又は法第124条に規定する専修学校（以下「大学等」という。）に進学予定の者</u></p> <p>イ <u>高等学校等を卒業した日から起算して2年を経過する日までに、大学等に入学した者で、現に大学等に在学するもの（法第97条に規定する大学院に在学する者を除く。）</u></p> <p>2 市長は、前項に規定する者のうち、適当と認める者（本市の他の奨学金等の貸与を受ける者を除く。）に対し、予算の範囲内において、無利息で規則で定める額の奨学金を貸与することができる。</p>

(返還の免除)

第3条 市長は、次に掲げる場合は、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) この条例に基づき奨学金の貸与を受けた者が、大学等を卒業した日の後の最初の4月1日から起算して奨学金の貸与を受けた期間（1年未満の端数があるときは、これを1年とする。）本市に住所を定めた場合
- (2) 奨学金の貸与を受けた者が、死亡又は心身の著しい障害により、奨学金を返還することができなくなった場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認める場合

(返還の免除)

第3条 市長は、次に掲げる場合は、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) この条例に基づき奨学金の貸与を受けた者が、大学等を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して奨学金の貸与を受けた期間（1年未満の端数があるときは、これを1年とする。）本市に住所を定めた場合
- (2) 奨学金の貸与を受けた者が、死亡又は心身の著しい障害により、奨学金を返還することができなくなった場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

